

2. 互助組合の給付

(1) 給付の種類（互助運営規則第14条，慶弔及び退会記念品規程第2条・第3条）

給付事由	会 員 (準会員を含む。以下同じ。)	扶 養 家 族	扶養家族以外の家族
病気負傷	療養補助金	療養補助金	
死 亡	死亡弔慰金，遺児育英資金 死亡弔慰供物料，退会金	死亡弔慰金	死亡弔慰金 (配偶者・子女・父母のみ)
災 害	災害見舞金		
結 婚	結婚祝金		
介護休暇	介護助成金		
退 職	退会金，退会記念品		

(2) 給付の受給権者（互助運営規則第4条・第10条）

給付の受給権者は，その給付事由が扶養家族等に係るものであってもすべて会員である。

ただし，会員の死亡による死亡弔慰金，退会金及び支払未済の給付の請求は，その遺族（埋葬を行った者を含む。）が行い受給権者となる。

(3) 給付の概要（資料1参照103頁・109頁・111頁・113頁）

(4) 療養補助金

① 支給要件及び支給額（給付及び貸付規程第9条，昭和60年施行附則第4項）

会員又は会員の扶養家族が疾病又は負傷により療養を受けたときは，共済組合の支給対象となった療養に要する費用から共済組合が給付する療養の給付，保険外併用療養費，家族療養の給付，療養費，家族療養費，高額療養費，一部負担金払戻金及び家族療養費附加金並びにこれに準ずる給付の額の合計額を控除して得た額から2,500円を控除した額（17,500円と100円未満の額以内）が支給される。

ただし，療養補助金の額に100円未満の端数がある場合は，理事会の承認を得て理事長が定める日からその端数を切り捨てた額とすることができる。

② 請求手続（給付及び貸付規程第9条）

ア．共済組合の医療給付が自動給付される場合

組合が自動給付するので，請求する必要はない。

イ．共済組合の医療給付が請求給付される場合

療養補助金請求書（様式集23頁）は所属所長を経由して理事長に提出する。（共済組合の療養費又は家族療養費と併記請求）

ウ．準会員及びその扶養家族の場合

療養補助金請求書（互助準会員）（様式集50頁）又は療養補助金請求書（互助準会員の扶養家族）（様式集51頁）を療養期間の月ごとに所属所長等を経由して理事長に提出する。

(5) 死亡弔慰金

① 支給要件及び支給額（給付及び貸付規程第15条・第16条，同運営細則第5条）

ア．会員が死亡したときは500,000円が会員の遺族に支給される。

イ．会員の配偶者が死亡したときは，100,000円が支給される。

ウ．会員の扶養家族が死亡したときは，20,000円が支給される。

エ．会員の子や又は父母（会員が養子の場合は養父母，結婚して改姓した場合は同姓の父母）が死亡したときは，20,000円が支給される。

（注）「死亡」とは，いかなる原因による死亡でもよいが，死産の場合は支給しない。

② 請求手続（給付及び貸付規程第17条）

死亡弔慰金請求書（様式集36頁）に埋火葬許可証の写（共済組合の埋葬料又は家族埋葬料を併記請求する場合は不要），死亡者が扶養家族でない場合は戸籍抄本及び扶養家族でない会員の遺族が請求する場合は戸籍謄本又は地区民生委員等の葬祭を行った者であることの証明書を添えて，所属所長を経由して理事長に提出する。

(6) 遺児育英資金

① 支給要件及び支給額（給付及び貸付規程第18条）

会員が死亡したとき，18歳未満の子女（18歳に達した日以後における最初の3月31日までの間にある者を含む。）がいる場合は，当該子女1人につき100,000円が支給される。

② 請求手続（給付及び貸付規程第19条）

遺児育英資金請求書（様式集36頁）に当該遺児が扶養家族でない場合はその戸籍抄本を添えて，死亡弔慰金請求書と併せて提出する。

(7) 死亡弔慰供物料

① 支給要件及び支給額（慶弔及び退会記念品規程第3条，同取扱細則第3条）

会員が死亡したときは，葬儀の際に10,000円に消費税を加えた額以内の花輪又はこれに相当する供物がおくられる。

なお，所属所長は，会員の葬儀の際に法人名及び理事長名（財団法人岡山県教育職員互助組合理事長〇〇〇〇）を付した花輪等をおくり，弔慰を表わすものとする。

② 請求手続（慶弔及び退会記念品取扱細則第4条）

所属所長が，死亡弔慰供物料請求書（様式集55頁）を理事長に提出する。

(8) 災害見舞金

① 支給要件及び支給額（給付及び貸付規程第20条）

会員が水震火災などの不可抗力により住居又は家財に5分の1以上の損害を受けたときは、その損害の程度に応じ、次に掲げる額が支給される。ただし、大規模災害発生等特別な事態が生じたときは、評議員会の議決によりその給付額を減額することができる。

損害程度の区分	支給額
○住居及び家財の全部が焼失又は滅失したとき (これと同程度の損害を受けたときを含む。)	250,000円
○住居又は家財の全部が焼失又は滅失したとき (これと同程度の損害を受けたときを含む。)	150,000円
○住居又は家財の2分の1以上が焼失又は滅失したとき (これと同程度の損害を受けたときを含む。)	80,000円
○住居又は家財の3分の1以上が焼失又は滅失したとき (これと同程度の損害を受けたときを含む。)	40,000円
○住居又は家財の5分の1以上が焼失又は滅失したとき (これと同程度の損害を受けたときを含む。)	20,000円

② 給付事由の定義（給付及び貸付運営細則第6条・第7条・第8条）

ア. 「不可抗力による災害」には、盗難は含まれない。

イ. 「住居又は家財」とは、会員が日常生活している場所の家屋又は家財をいうが、扶養家族が別居している場合は、扶養家族の家屋又は家財は会員の住居又は家財の一部として取扱う。

ウ. 「損害の程度」は、公立学校共済組合岡山支部の査定した程度を準用することができる。

③ 請求手続（給付及び貸付規程第21条）

災害見舞金請求書（互助）（様式集46頁）に、り災状況報告書（様式集47頁）、家財損害状況内訳書（様式集48頁）、住居平面図、写真、新聞記事、り災現場附近見取図等を添えて、所属所長を経由して理事長に提出する。

ただし、共済組合の災害見舞金と併記請求する場合は、添付書類を提出しなくてよい。

(9) 結婚祝金

- ① 支給要件及び支給額（給付及び貸付規程第22条，同運営細則第10条）

会員が結婚したときは，20,000円が支給される。

ただし，互助組合加入の日から退会の日まで同一人1回限りとする。

- ② 請求手続（給付及び貸付規程第23条，同運営細則第9条）

結婚祝金請求書（様式集49頁）に戸籍抄本（結婚当事者：届出年月日のわかるもの）又は事実上婚姻関係にある者が請求を行う場合は仲人，挙式場の支配人若しくは所属所長の証明書を添えて，所属所長を経由して理事長に提出する。

ただし，共済組合の結婚手当金と併記請求する場合は，添付書類を提出しなくてよい。

(10) 介護助成金（給付及び貸付規程第27条の3）

① 支給要件及び支給額

会員が介護休暇を取得し給料が減額されたとき介護助成金を支給する。

介護休暇一日につき給料日額の100分の50（施行令に規定する特別職の職員等特別職である共済組合員にあつては100分の40）に相当する額（雇用保険法第17条第4項第2号ハに定める額×30×0.4÷22を上限とする）に共済組合掛金の日割り相当額と互助組合掛金の日割り相当額をそれぞれ加えた額が支給される。

ただし、時間を単位とする介護休暇を取得したときは、それぞれを1日あたりの勤務時間で除した額に当該時間を乗じて得た額の合計金額とする。

なお、地方公務員等共済組合法第70条の3第1項の規定による介護休業手当金（地方公務員等共済組合法の規定の適用を受けない者にあつてはこれに相当する給付金）の支給対象となる日に係る給料日額の100分の50に相当する額については支給されない。

給付期間は、介護休暇の初日から3か月を経過する前日までの期間とし、正規の勤務日が祝日法に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く）に当たっても支給対象日となるが、給料が減額されないため介護助成金は支給されない。また、正規の勤務日以外の日（週休日）については支給対象日とならない。ただし、週休日が日曜日及び土曜日以外の日と定められている者に対しては、日曜日及び土曜日を週休日とみなして支給する。

なお、時間単位で取得した場合はその時間とする。

また、介護助成金の支給対象期間は、介護休暇の初日から3か月を経過する日の前日までとする。

② 請求手続（給付及び貸付規程第27条の3）

介護助成金請求書（様式集40頁）により、各月ごとに所属所長を経由して理事長に提出する。

(11) 退会金

① 支給要件及び支給額（退会金給付規程第2条・第3条・第4条）

平成18年3月31日までの会員期間が1年以上の者が法人の会員の資格を喪失（以下「退会」という。）したときは退会金として、平成18年3月31日までの会員期間に応じ、次の表の右欄に掲げる金額を支給する。

ただし、退会により退会給付金の給付対象となった会員期間（「前回までの会員期間」という。）を有する会員が再び退会したときは、前回までの会員期間による会員期間を合算した会員期間に応じ同表の右欄に掲げる金額から、前回までの会員期間に応じ同表の右欄に掲げる金額を控除した額を退会金として支給する。

なお、会員が死亡したときは、その遺族に支給する。

会 員 期 間	金 額
1年以上3年未満	5,000円
3年以上5年未満	10,000円
5年以上10年未満	30,000円
10年以上15年未満	50,000円
15年以上20年未満	100,000円
20年以上25年未満	200,000円
25年以上30年未満	300,000円
30年以上35年未満	350,000円
35年以上	400,000円

注 前回までの会員期間について、昭和49年3月31日以前に係るもの、及び平成3年10月1日から平成10年3月30日までの間の退会において会員期間通算の承認を受けているものについては、前回までの会員期間を合算した会員期間に応じた退会金を支給する。

② 請求手続（退会金給付規程第5条）

退会金請求書（様式集56頁）を所属所長を経由して理事長に提出する。

ただし、会員の遺族が請求する場合は戸籍謄本を、葬祭を行った者が請求する場合は、地区民生委員等の葬祭を行った者であることの証明書を添付すること。

(12) 退会記念品

① 支給要件及び支給額（慶弔及び退会記念品規程第2条）

会員期間が20年以上ある者が退会（死亡退会を除く。）したときには、3万円程度の記念品（旅行券）が贈られる。

ただし、同一人1回限りとする。

② 請求手続（慶弔及び退会記念品取扱細則第5条）

所属所長が退会記念品請求内申書（様式集57頁）を理事長に提出する。